

**令和3年度八戸圏域広域的体験学習支援事業
「発見！ふるさと体験隊（はっふる隊）」実施要項**

- 1 目的 ・八戸圏域連携中枢都市圏内（八戸市、三戸郡町村、おいらせ町）にある公共施設等を活用した体験学習を行うことにより、児童の生きる力を育む。
- 2 内容 ・八戸圏域連携中枢都市圏内の小学生が、施設を利用した体験学習を行う際のバス借上げ料及び施設入館料（使用料）を負担する。
 ・各学校二個学年を対象として台数を設定する。
 ※一個学年に対して最低バス1台と換算するため、小規模校においてはバス2台分の借上げ料を負担する。

3 本事業で利用可能なバス会社

①三八五バス株式会社	<TEL0178-24-3331>	略称「三八五バス」
②三八五交通株式会社	<TEL0178-24-3335>	略称「三八五交通」
③岩手県北自動車株式会社南部支社	<TEL0178-22-0105>	略称「南部バス」
④株式会社北日本中央観光バス	<TEL0178-88-1515>	略称「北日本バス」
⑤十和田観光電鉄株式会社 (十和田観光バス)	<TEL0176-23-3132>	略称「十和田観光」
⑥寺下運輸倉庫株式会社	<TEL0178-56-4611>	略称「寺下運輸バス」
⑦株式会社 東北都市交通	<TEL0178-80-7925>	略称「東北都市交通」

※市町村のバスの場合の略称「公用バス」

4 各施設への申し込みについて

- ・新型コロナウイルス感染症対策を受けて、開館時間や受け入れの人数、体験学習の種目や内容等に変更がある場合がありますので、申し込む際、各施設に確認をお願いします。

5 スケジュール

4月 5日（月）以降	<p>○バス及び施設の予約開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校でバス及び施設の予約をする。 ・予約終了後、速やかに「広域的体験学習計画書」を電子媒体にて、担当指導主事へ提出する。 ・1～2学期実施分：体験学習を行う2週間前まで ・3学期実施分：12月28日（火）正午まで
4月23日（金）	<p>○体験学習開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰校時、バス運転手より「乗車バス乗車証明書」の提示があります。内容を確認の上署名する。【実施要項 P13】 ・体験学習終了後、速やかに「広域的体験学習報告書」を電子媒体にて、担当指導主事へ提出する。 <p>※4月23日（金）前に実施した体験学習は、「はっふる隊」の対象となりません。バス代及び入館料は、各校の負担となりますので御注意ください。</p>

6 新型コロナウイルス感染症対策として

- ・児童及び教職員の健康観察を行い、健康状態を十分に把握すること。
- ・手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策をとること。
- ・体調不良を訴える児童及び教職員については、無理に参加させないこと。
- ・保護者等から体験学習への参加により、感染を心配する相談があった際は、無理に参加させないよう配慮すること。
- ・マスクの着用については、活動内容に応じて適宜判断すること。
- ・気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性がある判断した場合は、児童の間に十分な距離を保つなど配慮をした上で、マスクを外すなどの対応をとること。また、水分や休憩を十分にとること。

7 新型コロナウイルス感染症を理由とした中止について

- ・体験学習実施前に校内に感染者、または濃厚接触者が確認され中止する場合は、速やかにバス会社、施設、下記担当に連絡する。

【担当】

八戸市教育委員会 教育指導課
主任指導主事 竹井 亮
TEL 0178-43-9519 FAX 0178-47-4997
e-mail : ryo_takei@hec.hachinohe.ed.jp